＜重要＞ 入国前結核スクリーニングの実施について　　2026 年 10 月

我が国における結核患者の発生状況を鑑みて、渡日して中長期間在留しようとする者に対し、結核を発症していないことの証明を求める入国前結核スクリーニングが実施されております。この度、対象国が追加となりましたので、以下をご参照いただきたくお願いいたします。

具体的には、スクリーニング対象国（下記参照）から、日本に入国・中長期間在留しようとする者に対して、入国前に指定健診医療機関において胸部レントゲン検査等を受け、結核を発病していないことを証明する資料の提出を求める制度です。

【実施方法】

1.申請者は対象国にある指定健診医療機関で、医師の診察及び胸部レントゲン検査を受診する。

2.当該検査で結核を発病していないと判断された者には、指定健診医療機関から結核非発病証明書が発行される。

3.発行された結核非発病証明書は、

①地方出入国在留管理官署での在留資格認定証明書交付（COE）申請時

②在留資格認定証明書に「結核非発病証明書未提出」と記載がある者については、在外公館での査証申請時

③在留資格認定証明書を取得せずに在外公館で査証申請を行う場合は査証申請時に提出する。（本学では通常①に該当します）

【対象国と開始時期】　　結核非発病証明書提出義務付け

・フィリピン、ネパール、ベトナム ：　令和7年度より対象

・インドネシア ：　令和9年 1 月 4 日より提出義務付け予定

・ミャンマー、中国：　開始に向け調整中 （※開始が決定され次第公表予定）

上記の国在住の入学予定者には、義務付け日以降証明書提出が、COE 申請時に義務付けされます。

これに合わせて、フィリピン、ネパール、ベトナムの各国での指定医療機関での健診スクリーニングは実施中。また、インドネシアについては、令和8年11月2日より指定医療機関で健診受付開始となります。

なお、当面の間、JICA研修員（長期・短期）、JICA 人材育成奨学計画（JDS）留学生、大使館推薦による国費留学生は対象外となります。

詳細は以下リンクをご参照ください。

関係リンク：

●厚生労働省ホームページ（入国前結核スクリーニングの実施について）

（和）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index 00006.html

（英）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/english.html

●指定健診医療機関（和英） https://www.mhlw.go.jp/content/001471856.pdf

●出入国在留管理庁ホームページ（在留資格認定証明書交付申請）

（和）https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html

（英）https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html?hl=en

●外務省ホームページ（入国前結核スクリーニングの実施について）

（和）https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page24_001040.html

（英）https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page24e_000249.html

●入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100039899.pdf